

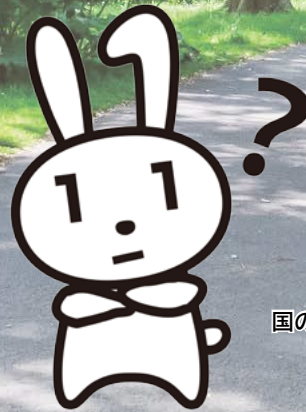


マイナンバーって何？

マイナンバーで何が便利になるの？

マイナンバーカードは
どうやって作るの？

今後はどうなるの？



国のマイナンバー広報キャラクター
『マイナちゃん』

特集

持っていますか？マイナンバーカード

● 問合せ先

▷マイナンバー制度に関すること 企画政策課行財政改革推進室 (☎③ 2 1 2 4)

▷マイナンバーカードの申請に関すること 市民課窓口係 (☎③ 2 1 4 3)

国内に住民票がある全ての人
が持っている番号『マイナ
ンバー』。市でも市民の皆さん
に対し、平成27年10月から12
月にかけて『通知カード』を
発送してマイナンバーをお知
らせしました。

皆さんの中には、通知カー
ドは受け取ったものの、利用
方法やメリットが分からず、
自宅の書類入れなどに保管し
たままになっている人も多い
のではないのでしょうか。

マイナンバーは行政手続き
の際に必要なだけでなく、さ
まざまな場面で私たちの暮ら
しを便利にしてくれます。

しかし、その便利さを十分
に享受するためには通知カー
ドを持っているだけでは足り
ず、申請をして発行される『マ
イナンバーカード』が必要に
なります。マイナンバーカー
ドを使って利用できるサービ
スは順次開始されており、今
後も拡大される予定です。

この特集では、マイナン
バーに対する皆さんの疑問に
答えながら、ますます便利に
なっていくマイナンバーカー
ドについて紹介します。

マイナンバーって何？

平成 28 年 1 月から運用が開始されたマイナンバー。
何の目的で作られ、どのような利用が想定されているのでしょうか。
また、具体的にどんな場面で必要になるのかなどについて紹介します。

【図 1】 3つの目的



マイナンバーとは

■マイナンバー制度

マイナンバー制度は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称マイナンバー法）」に基づく制度です。マイナンバーは日本に住民票を持つ全ての人に付番される12桁の番号で、『誰の』情報であるかということが明確になることから、国民の利便性の向上や行政運営の効率化などさまざまな効果が期待されています。

また、企業などに付番される13桁の番号である法人番号というものもあります。

■3つの目的

マイナンバー制度の目的は大きく分けて3つあります【図1】。

① 公平公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、税などの負担を不当に免れることや年金などの給付を不正に受けることを防止できます。また、名前の漢字を間違えて登録され年金が正しく受給できないなどの誤りも防ぐことができます。

② 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

③ 国民の利便性の向上

従来の行政手続きで必要だった添付書類などが不要になるなど、簡素化されて国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスの情

報を受け取ったりできるようになります。

■マイナンバーの利用

マイナンバーは、本人や雇用先からの申請などに基づき、限られた利用者・情報照会者などによって法令の規定の範囲内でのみ利用できません。なお、法人番号は原則として公表されており、民間での自由な利用が可能です。

■3つの利用分野

マイナンバーは、大きく分けて3つの分野で利用されています【表1】。

【表 1】 利用分野

利用分野	利用例
1 社会保障	医療保険などの保険料徴収に関する手続き、生活保護の実施、福祉分野の給付の受給、予防接種に関する事務など
2 税	確定申告書・届出書・調書などに記載、預金口座に付番
3 災害対策	被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用、被災者台帳の作成に関する事務に利用

こんなときに使います ライフイベントごとのマイナンバーの利用例

学生



- ・奨学金の申請時に貸与元の機関へ
- ・勤労学生の控除手続き

就職



- ・雇用保険などの手続きで勤務先へ
- ・確定申告などの時に税務署へ

結婚・子育て



- ・児童手当申請時に市役所へ
- ・パートを始める時にパート先へ

退職後など



- ・福祉や介護の手続きで市役所へ
- ・資産運用の手続きで銀行や証券会社へ

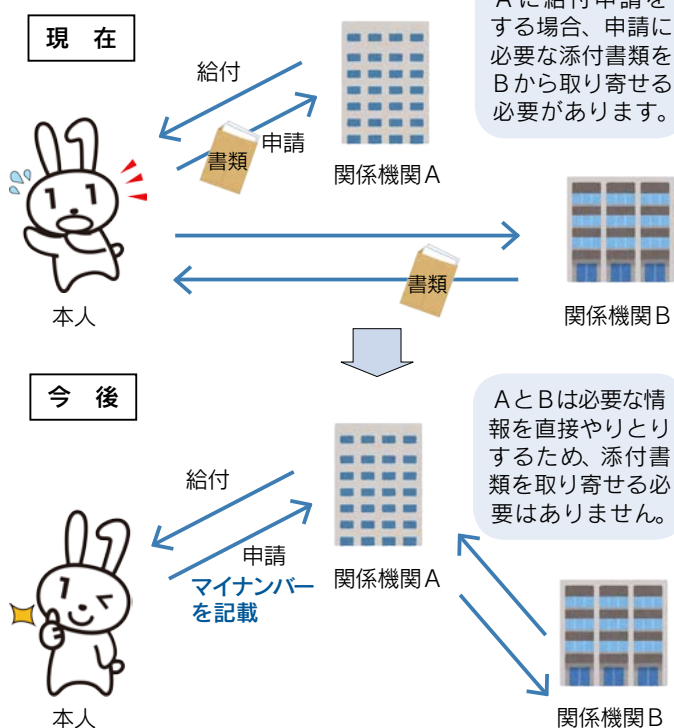
あんまり必要性を感じないんだけど・・・

マイナンバーで何が便利になるの？

制度は理解していても、今まで使う場面がほとんどなく必要性がいまいち分からない人も多いはず。利用者にとって何が便利になるのでしょうか。

7月から運用が開始された情報連携など、今後は具体的にメリットが感じられる場面が出てきます。

【図2】各種申請のイメージ



Aに給付申請をする場合、申請に必要な添付書類をBから取り寄せる必要があります。

AとBは必要な情報を直接やりとりするため、添付書類を取り寄せる必要はありません。

■申請時の添付資料が不要

これまで、児童手当の支給や介護保険の給付など社会保障の手続きを行うためには、申請者が課税証明書や住民票などの添付書類を取得し、申請を行う必要がありました。今後は、申請書にマイナンバーを記載することにより、自治体職員がそのマイナンバーを利用して課税情報や住民票の情報を取得することができるようになります。添付書類が不要になります【図2】。

各種手続きが簡単に

例えば伊万里市では

《市営住宅の入居申し込みの必要書類》

- ①入居申込書
- ②収入申告書
- ③住民票
- ④所得証明書
- ⑤その他書類など

③と④を省略できるようになります



個人情報の管理は安全なの？

個人情報の漏えいや不正利用などが起こらないよう、**制度面**と**システム面**での安全対策が取られています。

《制度面》

- ①法律に規定があるものを除き、マイナンバーを含む個人情報の収集・保管禁止
- ②個人情報保護委員会という第三者機関による監視・監督
- ③罰則を強化

《システム面》

- ①個人情報を各行政機関で分散管理
- ②行政機関の間で情報をやりとりする時、直接マイナンバーを使わず、専門の符号を使用
- ③システムにアクセスできる人を制限・管理
- ④通信時の暗号化

いつから？

情報連携

自治体の職員が、申請書に記載されたマイナンバーと専用のネットワークシステムを利用して他の自治体などの情報をやりとりすることを『情報連携』といいます。平成29年7月からテスト運用が開始されており、本格的な運用は10月から開始される予定です。テスト運用期間中は、各種申請時には申請書にマイナンバーを記載するとともに、これまでどおり添付書類の提

出が必要になります。

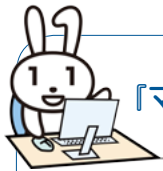
これは、自治体の職員が情報連携を行った場合に、専用のネットワークシステムから正しい情報を取得できているかチェックすることを目的としています。



便利になるなら作ってみたい

マイナンバーカードはどうやって作るの？

マイナンバーカードを持つことで、マイナンバーを使った手続きがより簡単になります。でも、顔写真を用意するのが面倒、申請手続きが難しそうだと思いませんか。実は、マイナンバーカードは自宅にいながらでも申請手続きをすることができるんです。



『マイナポータル』でより便利に

マイナポータルとは、国民などが利用者となり、官民のオンラインサービスを結ぶ、拡張可能性の高いインターネット上のサービスです。

《マイナポータルでできること》

- ①自分の情報のやりとり記録が確認できる
- ②行政機関が持つ自分の情報を確認できる
- ③自分の住む自治体の情報が確認できる。また、自治体からの情報を受け取ることができる

《マイナポータルを利用するには》

- ①マイナンバーカード、②カードリーダー、③インターネットにつながるパソコンが必要です。

※今後はマイナポータルを使って、家にいながら各種申請をしたり、インターネットバンキングを利用した公共料金の支払いなどもできるようになる予定です。

券面イメージ



表



裏

マイナンバーカードとは
マイナンバーを証明する書類
マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真付きのカードです。プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真などが表示されています。

通知カードとの違いは何？

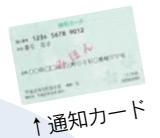
《通知カード（平成27年10月ごろ郵送済み）》
単体では身分証明書として利用できません

- マイナンバーの確認は可能ですが、身分証明書として使用することができません。
- 身分証明書として利用するには、通知カードと、運転免許証、パスポートなどの身元確認書類が必要です。

《マイナンバーカード》

身分証明書として利用できます

- マイナンバーの確認と身元確認が、これ1枚で可能です。



↑通知カード

マイナンバーカードの申請はとっても簡単！

マイナンバーカードは、自宅などで簡単に申請できます。また、市民課窓口での申請書作成支援サービスも始めます。

郵送での申請	通知カードに添付されているカード交付申請書に必要事項を記載して顔写真を貼り、添付されている返信用封筒（有効期限は10月4日）に入れてポストへ投函
パソコンでの申請	デジタルカメラなどで顔写真を撮影し、交付申請用WEBサイト（ https://www.kojinbango-card.go.jp ）にアクセス
スマートフォン・タブレットでの申請	スマートフォンやタブレットのカメラで顔写真を撮影。交付申請書のQRコードを読み込み、申請用WEBサイトにアクセス
まちなか証明写真機での申請	タッチパネルから『個人番号カード申請』を選択し撮影用のお金を入れ、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす（対応していない写真機もあります）

※交付申請書を紛失した人や、通知カード発行後に住所氏名が変更になった人は、市民課窓口係へ問い合わせてください。

9月1日から 申請書作成支援始めます

市民課窓口で、カード交付申請書の作成を支援するサービスを始めます。

《支援内容》

- ①申請書の発行
- ②申請書の記入補助
- ③写真撮影・印刷・申請書への貼り付け

《準備するもの》

- ①保険証や運転免許証などの本人確認書類
 - ②82円切手（市役所でも購入できます）
- ※15歳未満の人の申請も親権者に同伴していただくことで可能です。

あとは切手を貼って
ポストへ投函するだけ！

申請から交付まで、1か月半から2か月かかります。受け取り可能になったら、交付通知書が送られてきますので、市民課窓口で受け取ってください。



行政手続きのみならず民間利用へと広がる

今後はどうなるの？

マイナンバーそのものは、法令で定められた限られた目的でしか利用できません。しかしマイナンバーカードはマイナンバーそのものと違い、民間事業者も含めさまざまな用途での活用が可能です。マイナンバーカードの可能性は今後も広がり続けます。

広がる用途

■ 利用範囲の拡大

マイナンバーカードは、今後もその利便性を高めるためにさまざまな用途での利用拡大が予定されています。国が定めるロードマップでは、例えばマイナンバーカードを企業の社員証や行政の職員証として利用し、これに入退館証の機能を持たせることなども検討されています。また、マイナポータルは現在、パソコンでのアクセスしかできませんが、スマートフォンやテレビからもアクセスできるようにすることなどが検討されています。

私たちの生活を便利にするマイナンバー。皆さんもこの機会にマイナンバーカードを作ってみませんか。

マイナンバーカードには、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記録されたICチップが内蔵されています。しかし、所得や年金額などのプライバシー性の高い情報は記録されません。また、ICチップの空き領域を利用して、民間などのさまざまなサービスが利用可能になっています。

ー 公的な身分証明書以外にも、マイナンバーカードの利用範囲は今後増えていく予定ですー

さまざまなサービスがこれ1枚で

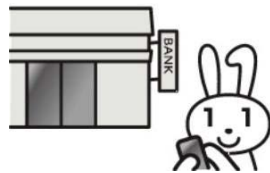
市区町村や国などが提供するさまざまなサービスごとに必要だった複数のカードがマイナンバーカードと一体化できます。

例：保険証、図書館カードなど



各種民間のオンライン取り引きなどに

オンラインバンキングをはじめ、各種のオンライン取り引きなどに利用できるようになる見込みです。



子育てワンストップサービスに

子育てに関する事務の申請などが、家にいながらでもできるようになります。

例：児童手当の申請、保育園への入園申請、妊娠届など



※上記の例は、自治体などによって取り扱いが異なるため、国が示す一般的な例としてあげています。伊万里市での取り扱いについては、具体的に決まり次第広報伊万里などでお知らせします。(出典：内閣府マイナンバー制度入門編)

市では、市民の皆さんにマイナンバー制度を周知しマイナンバーカードの交付を促進するため、広報紙への掲載や地域での出前講座の開催など、さまざまな施策を推進しています。

しかしながら、平成28年1月から交付を開始したマイナンバーカードの市の交付率は、7月31日現在で6・64割と、まだまだ低いのが現状です。これまでは具体的なメリットを感じづらい面がありました。今後は情報連携やマイナポータル開始などにより、ますます便利になっていく予定です。

また、9月からはマイナンバーカードの申請をよりしやすくするため、市民課窓口で写真撮影を行い申請書の作成を支援するサービスを始めました。今後も、交付率向上のためのさまざまな施策を推進してまいりますので、マイナンバーカードの申請にご協力をお願いします。



政策経営部
企画政策課
課長 東嶋 陽一

マイナンバーカードの申請にご協力をお願いします